国・都道府県等の動向について

受動喫煙防止対策の強化に向けて、6月に東京都で条例が成立し、7月には健康増進法の一部を改正する法律が国会で成立した。

その動向を踏まえ、いくつかの地方公共団体が、独自条例の制定に向けて検討を進めている。

【国の動向】

- ・H30.1 厚生労働省は、2020年の東京五輪に向けた受動喫煙防止対策強化のため、改めて「望まない受動喫煙」対策の基本的考え方を公表。
- ・H30.3 政府は受動喫煙対策を強化する健康増進法改正案を閣議決定し、国会に提出した。概要(資料2-2)
- ・H30.7. 改正健康増進法が成立

【都道府県の動向】

- 東京都
 - ・H30.4 「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」施行
 - ・子どものいる家庭内や車内などの喫煙を禁止
 - ・H30.6 「東京都受動喫煙防止条例」案都議会で可決・成立
 - ・幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校等は、敷地内禁煙。 (屋外喫煙場所設置不可、努力義務)
 - ・従業員を雇用する飲食店等については、原則屋内禁煙(喫煙専用室内 のみで喫煙可)ただし、従業員がいない飲食店等においては、屋内全 部又は一部の場所で喫煙可能。店頭表示ステッカーの表示義務化等
 - ・加熱式たばこは、指定たばこ専用喫煙室(飲食等可能)及び専用喫煙 室で喫煙可能。当分の間罰則等適用除外。

〇 千葉市

- ・H30.6 従業員を雇用する飲食店等の規制等、都条例と同様とした市条例の制 定に向け、前向き発言。
- ・H30.7 条例骨子案をまとめ、今後意見募集したうえで9月議会へ提出予定。 2020年4月までに全面施行を目指す。
 - 東京都と同様、行政機関の庁舎は敷地内禁煙(努力義務)。
 - ・既存の小規模飲食店で、従業員がいる場合は、喫煙専用室(飲食不可) 等を設けない限り喫煙不可。(罰則あり)
 - ・バーやナイトクラブなど風俗営業法に該当する施設は、経過措置として当面の間は努力義務。

〇 大阪府

・H30.4 知事が、大阪市長の発言を受け、市と協議し府独自の国より厳しい条例案(30 m²以下)を2025年目途に検討する考え。

〇 大阪市

・H30.4 市長が、飲食店の規制について、客席 100 ㎡以下の店舗を除き原則禁煙とする国の法案より厳しい「30 ㎡以下(スナックやバーは除く)」とする条例案を検討することを表明した。2025 年までに条例制定目指す。